

## 5章 緑地に関する施策の推進

5-1. 施策の体系

5-2. 主な施策

## 5-1. 施策の体系

緑のまちの将来都市像「子どもたちへ 緑を育み守るまち熊谷」を実現するために、今後、取組が必要な施策を体系的に整理します。

本計画では、次の視点で施策を設定しました。

### 緑のまちの将来都市像『子どもたちへ 緑を育み守るまち熊谷』

- 【5つの】基本方針
1. まちの貴重な緑を守り・育む
  2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ
  3. 市街化区域に緑を充実させる
  4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる
  5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

#### 緑のまちの将来都市像の 実現に向けた取組

#### 施策を展開するための視点

1. 緑の保全・創出などに係る現行施策の継続・充実に加え、現況や市民の意見、地球温暖化対策などの今日的課題への対応
2. 都市緑地法や関連法の改正などによって充実が図られた緑の保全・創出などに係る法制度への対応
3. まちづくり・景観・防災・環境・農林業振興・福祉・教育などの各分野における関連施策への対応
4. 緑の量的確保とともに、管理の充実など緑の質の向上への対応
5. 市民・事業者などの主体的な活動や行政との連携・協働に関する対応

緑地保全

緑化推進

協働参加

#### 施策の分野

- 1-1 動植物の保護及び生育環境の保全
- 1-2 公共施設の緑の保全や整備
- 1-3 農地の保全や活用

- 2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用
- 2-2 里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進
- 2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

- 3-1 公共施設の緑化の推進
- 3-2 民有地の緑化の促進
- 3-3 防災に役立つ緑の配置

- 4-1 新たな公園や緑地の整備
- 4-2 既存の公園や緑地の保全・再生
- 4-3 緑豊かなネットワークの整備
- 4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

- 5-1 熊谷の緑のシンボルの創出
- 5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進
- 5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進
- 5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進
- 5-5 緑の再資源化の推進

緑の基本計画に関連する主な施策を以下に示します。

緑のまちの 将来都市像	基本方針	施策の分野	施策
子どもたちへ 緑を育み守るまち熊谷	1. まちの貴重な緑を守り・育む	1-1 動植物の保護及び生育環境の保全	1-1-1 生物多様性の保全 1-1-2 身近な河川や水路の管理と愛護による保全 1-1-3 貴重な野生生物が生息する地区の保全
	2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ	1-2 公共施設の緑の保全や整備	1-2-1 公共施設の緑の保全や整備 1-2-2 学校内の緑の保全や整備
	3. 市街化区域に緑を充実させる	1-3 農地の保全や活用	1-3-1 生産緑地地区の指定による農地の保全 1-3-2 市民が農業に親しめる機会の充実 1-3-3 遊休農地の解消と活用 1-3-4 市街化調整区域の農地の保全
	4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる	2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用	2-1-1 熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全
	5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる	2-2 里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進	2-2-1 南部に広がる里山・樹林地の保全 2-2-2 在来種を用いた「ふるさとの森づくり」 2-2-3 熊谷の原風景を守ることの推進
		2-3 熊谷らしい景観の保全と創出	2-3-1 花の名所の保全 2-3-2 熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり 2-3-3 巨樹のデータベース化
		3-1 公共施設の緑化の推進	3-1-1 公共施設の緑化の推進 3-1-2 道路の緑化と維持管理 3-1-3 緑豊かな快適に歩けるまちづくり
		3-2 民有地の緑化の促進	3-2-1 市街地の緑化の推進 3-2-2 水と緑のオープンスペースの活用 3-2-3 民有地の緑化の促進 3-2-4 記念樹の頒布などによる住宅地の緑化の推進 3-2-5 緑化計画届出制度の普及
		3-3 防災に役立つ緑の配置	3-3-1 災害時に役立つ公園の整備・充実 3-3-2 災害時に活用する避難経路の確保 3-3-3 公園や広場などを活用した防災教育の推進
		4-1 新たな公園や緑地の整備	4-1-1 利根川・荒川の河川敷の整備検討 4-1-2 土地区画整理事業に併せた公園の整備
		4-2 既存の公園や緑地の保全・再生	4-2-1 公園施設の長寿命化計画の策定 4-2-2 公園樹木の適切な維持管理 4-2-3 身近な公園の再整備 4-2-4 民間活力による公園の再生・活性化の推進
		4-3 緑豊かなネットワークの整備	4-3-1 緑のネットワークの整備
		4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実	4-4-1 緑化センターの有効活用
		5-1 熊谷の緑のシンボルの創出	5-1-1 水と緑の豊かな観光地・名所のPR 5-1-2 まちを花とみどりで結ぶ 5-1-3 花とみどりのシンボルづくり
		5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進	5-2-1 緑の保全・創出の指導者の育成 5-2-2 市民・事業者への緑の大切さの啓発 5-2-3 緑化講習会の開催 5-2-4 水と緑の重要性の啓発 5-2-5 水と緑に関わる調査・研究の推進
		5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進	5-3-1 公園サポーター制度の推進 5-3-2 ロードサポート制度の推進
		5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進	5-4-1 「熊谷市みどりの基金」の充実と活用
		5-5 緑の再資源化の推進	5-5-1 「みどりのリサイクル」の推進

## 1. まちの貴重な緑を守り・育む

### 施策の体系

1. まちの貴重な緑を守り・育む
  - 1-1 動植物の保護及び生育環境の保全
  - 1-2 公共施設の緑の保全や整備
  - 1-3 農地の保全や活用

本市には、緑の基本軸である豊かな自然が残る河川などの水辺があり、市街地の周辺には、まとまった規模の農地が保全されています。

今後も、こうした自然環境豊かな緑の保全に取り組むとともに、公園、道路、学校などの公共施設の緑を整備します。

また、市民や事業者の参加のもと、身近で貴重な緑を守り育む施策の展開を推進します。

### 主な施策・事業

#### 1-1 動植物の保護及び生育環境の保全

##### 1-1-1 生物多様性の保全

様々な生物によって構成される生態系は、多くの恵みを人類にもたらすとともに、全ての生物の生存基盤となっています。豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現が求められています。

そこで、動植物の生息状況の把握に努めるとともに、動植物保護団体の活動支援、生物多様性に関する環境教育の機会の提供、活動を担う人材の育成、関係機関と連携した野生鳥獣の適切な管理、外来生物の計画的駆除などの課題に取り組んでいきます。

##### 1-1-2 身近な河川や水路の管理と保全

市内を流れる身近な河川や水路などは、多様な生物が生息する貴重な水辺環境です。こうした水辺環境は、緑地と水辺を結ぶ緑のネットワークとなっています。

そこで、緑地と水辺の一体的な保全を図るため、現在、準用河川と水路については年間を通してパトロールを実施しております。

今後も、水辺の自然の保全に向け、適切な管理に努めます。

### 1-1-3 貴重な野生生物が生息する地区の保全

市内の河川や水辺には、ムサシトミヨやホタル、カワラナデシコやヒメシロアサザなど、貴重な動植物が生息する地域が残されています。

こうした地域では、生態系に配慮した保全が図られるよう適切な管理に取り組む必要があり、保護団体により環境整備や調査が行われています。

また、市民を対象とした観察会や学習会を定期的に行い、それらの動植物を正しく理解したり保護・生育することで、環境問題への啓発にも取り組んでいます。

更なる活動の推進を図るとともに、市民や事業者が、貴重な動植物の保護活動や環境活動に関われるよう、情報の収集や発信などに努めます。



ムサシトミヨ観察学習会



別府沼自然観察会

## 1-2 公共施設の緑の保全や整備

### 1-2-1 公共施設の緑の保全や整備

公園・街路樹・官公庁などの公共施設の緑は、安全で快適な生活環境を維持する上で重要です。

こうした公共施設の緑は、市民の共有財産として位置付けられ、適切な管理が行われています。

今後も、公共施設の緑について維持・保全に取り組むとともに、敷地内に新たな植樹を行うなど、計画的に緑化を推進していきます。

また、「熊谷市公共施設等総合管理計画」及び各個別施設計画に基づき、施設・インフラの再編等を進める中で、施設内への緑の保全・整備を図ります。

### 1-2-2 学校内の緑の保全や整備

市街地の緑の保全・創出に携わる人材を育てるには、子どもの時から植物に触れ合う環境を整えることが重要です。

子どもたちに緑の大切さを学んでもらうため、市内の全小中学校において、緑のカーテンの設置・生育を行うだけでなく、各校の緑のカーテンを子どもたちが相互に評価するコンテストも行っています。

また、籠原小学校や石原小学校などにおいて、校庭の一部芝生化を実施し、その管理に努めています。

今後も、未来を担う子どもたちがのびのびと遊び、緑の大切さや機能を学ぶ機会を提供するため、緑の保全や整備に努めます。



緑のカーテン（玉井小学校）

## 1-3 農地の保全や活用

### 1-3-1 生産緑地地区の指定による農地の保全

市街化区域の水田や畑は、ヒートアイランドの抑制、都市水害の防止、二酸化炭素の吸収・酸素の供給など、市民の良好な生活環境を維持する上で貴重な緑地となっています。

しかし、宅地化などの土地利用の転換が行われやすく、農地は減少傾向にあります。

そこで、こうした農地を保全するとともに、市街地における営農活動の継続が図られるよう平成22年度から26年度にかけて生産緑地地区の指定を行いました。指定した地区について、現地確認を適宜行い、適切な農地管理の指導に努めます。

### 1-3-2 市民が農業に親しめる機会の充実

「ふれあい農園」は、市民が土や植物と触れ合い、さまざまな人と交流する貴重な場所となっています。

市内には、妻沼・籠原・大里地区に「ふれあい農園」があります。

農地としての機能を保全しつつ、市民が農業と触れ合う機会を提供するために、新たな「ふれあい農園」の創出や利用する機会の普及と啓発に努めます。

### 1-3-3 遊休農地の解消と活用

農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地が拡大していくおそれがあります。

そこで、平成30年度まで「中核的担い手農家育成事業」を実施し、農地の利用集積・集約化を促進することで遊休農地の発生防止を図るとともに、規模拡大と農家育成のため、奨励金を交付しました。

また、令和元年度からは「農地利用最適化推進事業」の実施により、遊休農地を管理農地へ復元し、農地の利用集積等に結び付けるための支援を行うことで、農業生産基盤を維持します。

### 1-3-4 市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域の農地の大部分は農用地区域に指定され、農地転用の制限などにより、農地としての緑地が保全されています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地の荒廃や土地利用が転換されてしまうケースも増えています。

引き続き、農業の健全な発展のための農地の保全と、良好な都市環境づくりに欠かせない農地の計画的な確保に取り組みます。

## 2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ

### 施策の体系

#### 2. まちの多様な緑を楽しむ・学ぶ

##### 2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用

##### 2-2 里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進

##### 2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

「緑」は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な財産です。

緑の保全や、活用に関する取組の目的は、景観緑三法（都市緑地法や景観法など）に示されています。

こうした取組の目的に加えて、熊谷の歴史を刻む貴重な史跡や、豊かな自然が残る里山や樹林地などを活用し、美しく風格のある緑空間の形成と、潤いのある生活環境の創出に向けた施策を推進します。

### 主な施策・事業

#### 2-1 史跡と一体となった緑の保全と活用

##### 2-1-1 熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全

市内には、平成24年に歓喜院本殿の聖天堂が国宝に指定された「妻沼聖天山」をはじめ、国指定史跡「宮塚古墳」、「備前渠用水路」、市指定名勝「三尻観音山」、「星溪園」などの歴史を刻む地域資源とともに保全されてきた緑地や水辺が残されています。

史跡等については適宜現状把握を行い、緑地帯の減少や過度の植生繁茂により文化財的価値が低下しないよう、地域住民や保存会組織と協働し、適切な管理をするように努めています。

このような管理を続けていくことで、由緒ある緑や水辺と文化財の一体的な保全が図られるよう取り組みます。



妻沼聖天山



## 2-2 里山・樹林地の保全及びふるさとの森づくりの推進

### 2-2-1 南部に広がる里山・樹林地の保全

里山・樹林地は、そこに住む人々の生活を支え、豊かな生態系を育んできました。

近年、こうした里山・樹林地には人の手が入らなくなり、荒廃が進んでいます。

多様な生物のすみかとなっている貴重な里山・樹林地の保全を図るために、里山の清掃活動をテーマとしたクリーンウォーキングの実施や不法投棄防止看板の設置といった取組を行っています。また、地域住民や地元ボランティア団体に御協力いただき環境整備活動の広がりを図っています。

今後も引き続き里山・樹林地の大切さについて啓発するとともに、活動への理解を深めていただくよう努めます。

### 2-2-2 在来種を用いた「ふるさとの森づくり」

屋敷林や寺社林は在来種が混在した森となっており、豊かな生態系が育まれています。

こうした貴重な森は、生活様式の変化による必要性の低下や宅地化などにより減少しています。

市内公園やくまびあにおいて、市民・行政が連携し、平成18年度から26年度に「ふるさとの森づくり」として在来種の植樹、育樹活動を実施しました。

今後も、育樹活動に取り組み、適正な維持管理に努めます。

### 2-2-3 熊谷の原風景を守ることの推進

市内には、県指定史跡「塩古墳群」をはじめとする古墳時代や古代の原風景を今に伝える史跡等が残されています。また、「切れ所」や「中の淵」、「三尻観音山」、「長島記念館・邸宅」といった貴重な遺産について、市の名勝として指定することで、建造物を含めた原風景の保存に努めています。

こうした史跡や名勝とその周辺の緑を保全するため、市民が利用できるよう、また、市民活動による維持管理が図られるよう、所有者や保存会組織との協議を進めます。



長島記念館・邸宅

## 2-3 熊谷らしい景観の保全と創出

### 2-3-1 花の名所の保全

「熊谷桜堤」や「小江川千本桜」、「桜リバーサイドパークの桜並木」、「道の駅めぬまのバラ園」、「別府沼公園の花菖蒲」などは、たくさんの観光客が訪れる花の名所で、本市の魅力を伝える上で欠かせない場所となっています。

このような花の名所や貴重な植物群落を後世に残していくため、市民・事業者・行政が連携して保全に取り組んでいます。

市では桜堤において枯木などを植え替える活動を行っている他に、地域住民が行う花や緑の名所づくりに関する活動への支援や各種イベントの実施、広報啓発活動に取り組みます。

### 2-3-2 熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり

「熊谷市景観計画」は、地域特性を活かした景観形成を図り、市民が愛着と誇りを持つことができる景観の継承と創造に資することを目的に策定されました。

同計画では、豊かな緑の潤いを感じられる景観を創出するために緑化基準が定められており、基準に基づいた緑地の保全、創出を促しています。

今後も、景観施策の推進による「都市部や住宅地の緑の創出」や「郊外の緑の保全」に取り組みます。



熊谷桜堤



小江川千本桜

### 2-3-3 巨樹のデータベース化

市指定天然記念物「県立熊谷女子高校の鈴懸の木」や「高城神社のケヤキ」、「妻沼小学校のケヤキ」などの巨樹は、市民に憩いや安らぎの空間を提供してくれます。

こうした巨樹は、地域の歴史を今に伝える学習の場として、また、熊谷らしい景観を守る大切な資源として活用することが重要です。

巨樹について環境省がデータベース化を進めていることから、今後、市内にある未確認の巨樹の調査・登録に取り組みます。



妻沼小学校のケヤキ（愛称『どう木』）

## 3. 市街化区域に緑を充実させる

### 施策の体系

#### 3. 市街化区域に緑を充実させる

- 3-1 公共施設の緑化の推進
- 3-2 民有地の緑化の促進
- 3-3 防災に役立つ緑の配置

市街化区域の緑が充実することにより、ヒートアイランドの抑制や防災機能の強化などにつながります。

公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を市民、事業者、行政が連携し取り組む必要があります。

今後も、市街地の緑化を重点的に推進するための施策を推進します。

### 主な施策・事業

#### 3-1 公共施設の緑化の推進

##### 3-1-1 公共施設の緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化などは、見える緑の量を増やすだけでなく、建物外壁の気温上昇を防ぎ、ヒートアイランドを抑制する効果があります。

本庁舎や各行政センターをはじめ、多くの公共施設でみどりのカーテンを設置し、温度測定によりその効果を検証しています。

今後も、屋上緑化や壁面緑化などの緑の保全・創出を啓発するため、公共施設の緑化に取り組んでいきます。

##### 3-1-2 道路の緑化と維持管理

市が管理する幹線道路について、緑のネットワークとして位置付けるとともに、よりよい景観が形成される道路の整備や、災害時の避難経路としての安全性の確保などについて取り組んでいく必要があります。

現在、緑の環境軸として常時の緑量・緑陰の確保を進めておりますが、これに併せて、今後も災害時に防災活動の妨げにならないよう、適正な街路樹の点検と管理に努めます。

### 3-1-3 緑豊かな快適に歩けるまちづくり

市街地の公園・学校・病院・福祉施設などを結ぶ道路は歩行者が多いため、バリアフリーの観点から安全性や快適性の向上が求められています。

こうした道路について、市民・事業者・行政が協力しあい、沿道の緑化に取り組むとともに、熊谷市バリアフリー基本構想に基づく歩行環境の整備を進め、ウォーカブルな（居心地が良く歩きたくなる）空間整備を推進します。



街路樹（県道熊谷羽生線『ラグビーロード』）

## 3-2 民有地の緑化の促進

### 3-2-1 市街地の緑化の推進

市街地は緑が少ないため、花や木とふれあえる場所や木陰の創出が必要です。中心市街地の熊谷駅周辺においては、平成26年度に「藤のパラソル事業」を実施し、駅前通りの3箇所に藤棚の設置と植樹を行いました。藤棚が作り出す初夏の美観と夏季の緑陰により、夏の暑さを和らげています。

こうした市街地の緑を増やすためには、沿道住民の協力も不可欠です。市の景観計画では、大規模な建築行為や開発行為等の際に、既存樹木の保全や道路境界側に植栽を配置することを求めています。

また、地区計画制度により地区整備計画に垣等の構造の制限について定めることで沿道緑化の推進を図っている地区もあります。

今後も、地域住民と行政が連携して良好な住環境を形成するための手法である景観計画や景観条例、地区計画制度を活用し、沿道の緑化を推進します。

### 3-2-2 水と緑のオープンスペースの活用

水辺や緑地には人々をひきつける魅力があることから、市街地では人々が集う場所となっています。人々の交流を促し活力のあるまちをつくるために、星川にあるお祭り広場で「星川あおぞら市」を開催したり、川沿いにイルミネーションを施したり、星川夜市を実施したりしています。各種イベントは、星川に位置する2つの商店街を含む様々な団体と協力して開催することで地域に定着してきています。

今後も、市民と協働で、水と緑に囲まれた交流スペースでイベントを企画・運営することで、まちににぎわいを生むとともに、水と緑の大切さを普及啓発します。

### 3-2-3 民有地の緑化の促進

市街化区域の緑を創出するためには、市民や事業者による壁面緑化・屋上緑化・駐車場の緑化などの取組が重要であり、民間空間の緑化や大規模な民有地内の緑化を啓発していく必要があります。

市では、みどりのカーテンコンテストの実施を通じて、一般家庭や事業所への壁面緑化の普及を推進します。

また、平成29年の都市緑地法の改正により、新たに市民緑地認定制度が創出されました。NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して、公園と同等の空間を整備・公開する取組を促進します。

### 3-2-4 記念樹の頒布などによる住宅地の緑化の推進

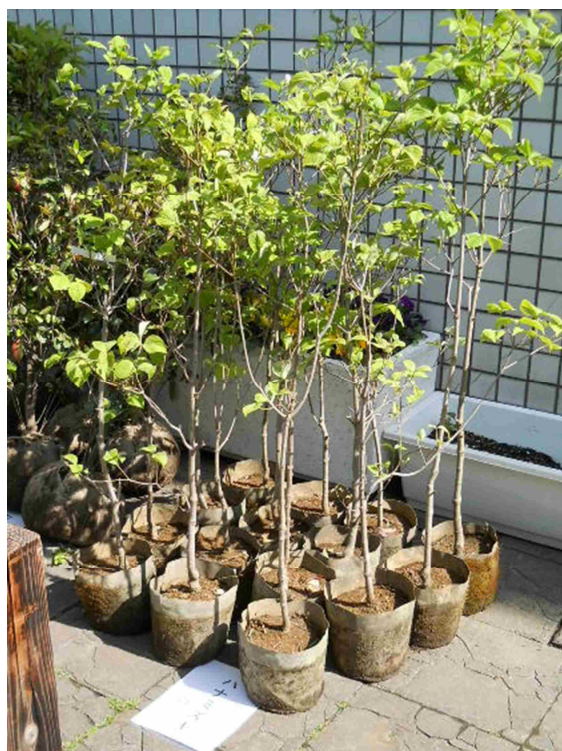
「緑の満足度」を高めるためには、市民が緑に関心を持ち、緑化活動に参加することが重要です。

市民の緑に対する意識の向上と、自発的な緑化活動を促すために、人生の節目を迎えた市民に記念樹の頒布を行い、住宅地などの緑化を推進しています。配布樹種は「モチノキ」や「ハナミズキ」などがあり、平成25年度からは「クマガイザクラ」を追加しています。平成27年度から令和元年度の5年間で298本の樹木を市民に頒布しており、今後も市民のニーズを把握し、樹種を増加することなどで、更なる緑化の推進を図ります。

### 3-2-5 緑化計画届出制度の普及

市街化区域の緑化を推進するためには、民間建物の屋上や壁面における緑化や、大規模な民有地内の敷地に緑地を確保する必要があります。

市街地のまとまった緑地を保全・創出するため、広大な土地の開発に際しては、緑化計画届出制度の普及に努めるとともに、都市緑地法に基づく緑地協定制度を広報啓発し、緑と調和したまちづくりを推進します。



人生記念樹

### 3-3 防災に役立つ緑の配置

#### 3-3-1 災害時に役立つ公園の整備・充実

災害時に市民の安全を確保するため、避難場所の設定や防災機能を備えた公園の整備を進めています。

一方で、市民にとって避難場所である身近な公園や街路について、避難訓練や防災教育を通じて周知することが重要です。

避難場所となる公園・緑地の適正な配置を検討し、その周知に努めます。

#### 3-3-2 災害時に活用する避難経路の確保

災害時に市民が安全な場所に避難するためには、延焼防止機能を有する道路整備とそのルート設定や周知が必要です。

緑のネットワークは、避難住民を安全・確実に避難場所へと導く避難路としての機能を有しています。

避難路の設定や周知にあたっては、緑のネットワークとの連携を図ります。

また、震災等の災害時に倒壊等の危険要素のある民有地のブロック塀等の撤去後に、暑さ対策を兼ねた生垣を設置するための市独自の補助制度を平成30年度に創設しました。同制度について、市民へ周知するとともに、震災等における災害時の危険箇所を減らします。

#### 3-3-3 公園や広場などを活用した防災教育の推進

災害時に役立つ知識を市民に提供するためには、既存の避難路・避難場所を活用し、実際の災害を想定した演習や避難訓練の実施が効果的です。

市内公園等での自主防災組織による防災訓練の実施を奨励し、市民が身近な避難場所や避難路を知る機会が得られるよう、引き続き防災訓練や防災教育を推進します。



避難場所となる公園



## 4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる

### 施策の体系

#### 4. 緑豊かなまちづくりの場所と機会をつくる

- 4-1 新たな公園や緑地の整備
- 4-2 既存の公園や緑地の保全・再生
- 4-3 緑豊かなネットワークの整備
- 4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

緑を増やし有効に活用するため、新たに公園や緑地を整備するとともに、既存の公園や緑地を保全・再生します。

また、緑の保全や緑化施策の情報交換のため、市民同士の交流の場の提供や、専門家による相談会の開催など、緑に触れる大切さや楽しさを知る機会を作ります。

### 主な施策・事業

#### 4-1 新たな公園や緑地の整備

##### 4-1-1 利根川・荒川の河川敷の整備検討

市内を流れる利根川・荒川の河川敷には、豊かな自然と広大な水面が広がっています。

河川敷は市街地に隣接していることから、市民の日常の散策やスポーツ、自然観察の場として、また、火災の場合には広域避難場所としても活用することができます。また、堤防には老若男女を問わず、多くの市民がサイクリングやジョギング、ウォーキングで利用する光景が広がっています。

今後も、多様な環境を有する河川敷を日常的に市民に利用してもらうため、市民のニーズに応じるとともに、河川敷の自然的利用が可能な公園化を推進します。



熊谷荒川緑地

#### 4-1-2 土地区画整理事業に併せた公園の整備

土地区画整理事業では、法に基づき、都市計画区域内の一定の区域内で、新たに公園を設置します。

公園の位置や規模等の適正な配置に努めるとともに、従前からの住民と新規居住者及び幅広い世代が生活する中で、地域住民が参加する交流の場としての公園の整備を図ります。



新堀第1公園

## 4-2 既存の公園や緑地の保全・再生

### 4-2-1 公園施設の長寿命化計画の策定

都市公園には、遊戯・休憩・交流・避難などの機能がありますが、施設の老朽化による安全性の低下や利用形態の変化により、機能を十分に発揮できていない施設があります。

こうした公園の機能を見直し、公園施設の安全性の確保と維持管理費の縮減を目的とした「公園施設長寿命化計画」を平成25年度に市内4公園について策定しました。令和2年度には同計画の改定を行い、新たに31公園を追加し、複合遊具を中心とした公園施設の機能保全とライフサイクルコスト縮減を図っています。

また、遊具においては、年に1回、専門技術者による定期点検を実施しています。異常の有無や劣化の状態を調べ、使用不可と判断された遊具については、計画的に修繕や更新等を実施します。

### 4-2-2 公園樹木の適切な維持管理

近年、クビアカツヤカミキリやアメリカシロヒトリなどの外来生物による食害、木材腐朽菌（キノコ）の感染による病害といった樹木への被害が顕著に見受けられます。これらは、大木化・老木化した樹木の倒木や枝折れを引き起こし、周辺の樹木に対しても被害を拡大させる恐れがあります。

市では、樹木医による樹木診断の実施や効果的な薬剤の使用をしています。今後は、地域住民との連携を進め、被害状況の早期発見と適切な維持管理を実施していきます。



複合遊具（別府沼公園）

#### 4-2-3 身近な公園の再整備

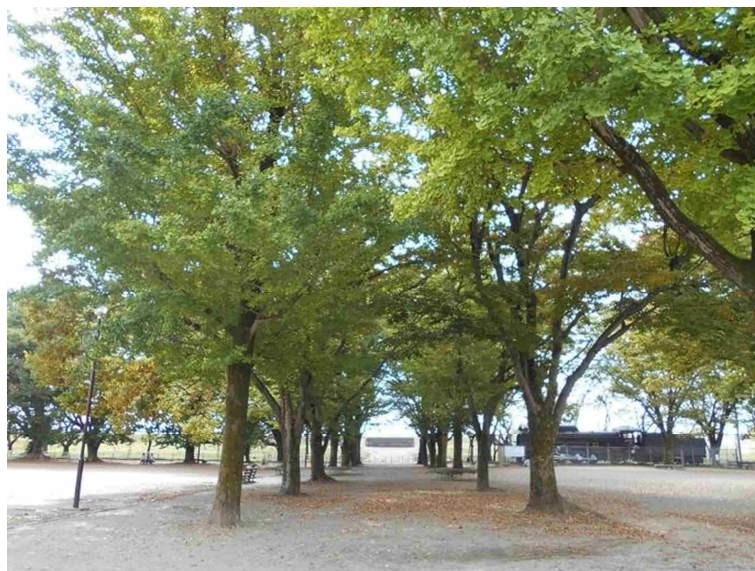
都市公園は、市民にとって身近な憩いの場であるとともに、市民の健康増進や交流活動を広げる場となっています。

今後は、より少子高齢化が進むことが予想されるため、遊具の設置・更新時に健康遊具を導入すること、老朽施設の改修時においてバリアフリー化を進めること等の再整備を行い、公園の魅力向上を図ります。

#### 4-2-4 民間活力による公園の再生・活性化の推進

平成29年の都市公園法の改正により、公募設置管理制度が新たに創設されました。公園に飲食店や売店等の設置や管理を行う民間事業者を公募により選定し、公園施設を充実させることで利用者向けサービスの向上を図ることが出来ます。また、民間資金の活用は、公園整備及び管理にかかる市の財政負担が軽減されるだけでなく、民間の創意工夫を取り入れることにより、公園の魅力を高めることも出来ます。

民間活力の活用については、公園の利便性・快適性・安全性を高めることに繋がるため研究を進めます。



身近な公園（荒川公園）

## 4-3 緑豊かなネットワークの整備

### 4-3-1 緑のネットワークの整備

市内には、利根川・荒川の河川敷や緑地・公園等、数多くの緑の拠点があります。この点在する緑の拠点を街路樹等につなぐ緑のネットワークの整備を進めていきます。

近年、サイクリングは、市民が気軽に取り組めるスポーツとして人気が高まっています。利根川・荒川の河川敷等の緑の拠点を巡るサイクリングコースは、県で設定をしています。今後は、公園等、他の緑の拠点も自転車で巡りつなぐ自転車通行空間の整備を進めていき、市民の健康増進と環境保全意識の普及啓発を図ります。



街路樹（県道熊谷館林線『ラグビーロード』）



サイクリングコース（利根川自転車道）



荒川のサイクリングコース（江南）

## 4-4 緑をつくり、育てる拠点の整備と充実

### 4-4-1 緑化センターの有効活用

緑化センターは、緑の大切さや緑に触れる楽しさを市民に知ってもらうための施設です。

より多くの市民に緑化に関する詳細な情報を提供するために、平成25年度に「緑の関連図書コーナー」を設置しました。

また、一定規模の樹木において移植費用の一部を補助する「緑のリレー事業」を実施しており、その提供樹木リストを施設内に設置しています。提供希望のあった樹木を紹介し引取希望者を募集することで、引越しや新築などにおける庭木の処分を防ぎ、緑を守り大切に育てる心の醸成を図ります。

今後、緑化センターなどにおいて、緑化施策の実施状況や市民・事業者の緑の活動状況などの情報の共有が図られるよう努めます。

また、緑化に関わる団体や人材の登録・仲介、樹木医等による相談会の開催など、人材と情報の交流の場となるよう取り組みます。



緑化センター

## 5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

### 施策の体系

#### 5. 緑あふれるまちづくりの仕組みをつくる

- 5-1 熊谷の緑のシンボルの創出
- 5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進
- 5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進
- 5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進
- 5-5 緑の再資源化の推進

緑あふれるまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が協働で緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

市民の自発的な緑との関りを促進するため、緑化に関する普及啓発活動を推進するとともに、公園サポーター制度などを通し、公園・緑地の適正な維持管理に市民と協働で取り組みます。

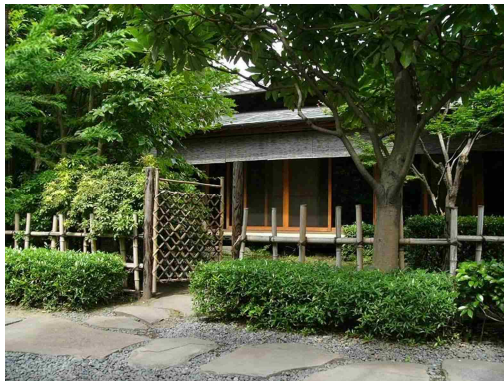
### 主な施策・事業

#### 5-1 熊谷の緑のシンボルの創出

##### 5-1-1 水と緑の豊かな観光地・名所のPR

「妻沼聖天山」、「星溪園」、「星川シンボルロード」などは、水や緑が豊かな観光資源として、施設周辺で潤いのある自然環境及び景観を形成しています。これらの施設を掲載した観光パンフレットなどの作成・配布や、熊谷市観光協会主催による花の名所や観光施設を巡るイベントを実施し、豊かな自然と融和した観光名所としてのPRに、官民協働で取り組んでいます。

今後も、より多くの観光客に水と緑の魅力による潤いを楽しんでもらえるよう、名所でのイベントの開催情報や散策コースをホームページで紹介するなど、広報活動に取り組みます。



星溪園

### 5-1-2 まちを花とみどりで結ぶ

市では、花と緑を活かした魅力ある景観まちづくりを推進しています。

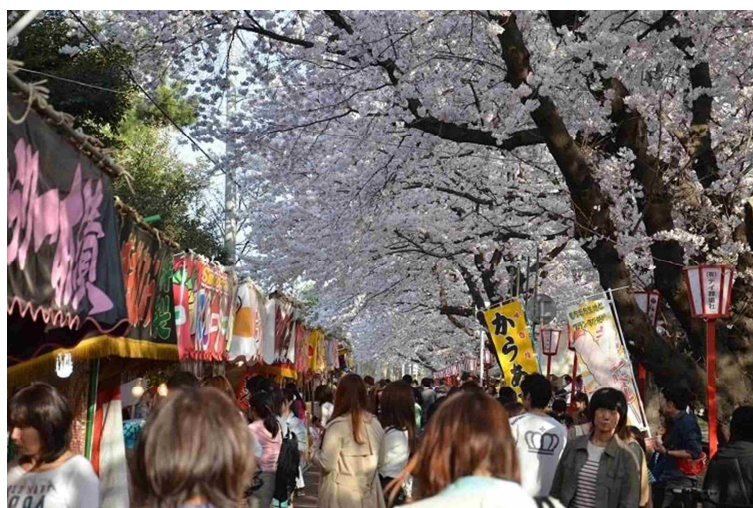
特に、聖天山周辺地区においては、市民が景観に配慮したまちづくりを自発的に進めるための方針を定めた「聖天山周辺地区にふさわしい門前町景観まちづくりプラン」に基づき、聖天山周辺地区や坂田医院旧診療所敷地において、ワークショップ形式で花壇の植栽を行い、まちなかを花とみどりでつなぐ取組を進めています。

今後も、こうした活動を継続するとともに、他地区へも広げていくことで、景観や緑化の保全及び推進に対する意識の醸成が図られるよう取り組みます。

### 5-1-3 花とみどりのシンボルづくり

「日本さくら名所100選」の熊谷桜堤をはじめ、市内には桜の名所が多く存在し古くから市民に親しまれています。市の花である桜は、「熊谷さくらマラソン大会」や「熊谷さくら運動公園」など、本市を代表するイベントや施設名にも使用されています。また、市の木であるケヤキは市役所通りや公園、学校等に数多く植えられており、幹や枝が大空に向かって力強く伸びる様子は、市の発展していく姿をイメージさせ、桜と共に市のシンボルとして広く認知されています。

これらのシンボルの保全・広報を推進するとともに、花菖蒲やアジサイ、藤などによる1年を通じた新たな花とみどりのシンボルづくりにも取り組みます。



熊谷さくら祭



## 5-2 緑化に関する普及啓発活動の推進

### 5-2-1 緑の保全・創出の指導者の育成

緑の保全・創出を進めるためには、市民の自主的な取組が欠かせません。

市民や事業者による緑の保全・創出活動を促進するために、活動の中心となってリーダーシップを発揮できる人材の育成に取り組みます。

また、「くまがやエコライフフェア」を実施することで、環境団体や地元活動団体と情報交換などの連携を図っています。

今後、人材の登録、指導者やサポーター、ボランティアの派遣など、人的資源の交流の活性化に取り組みます。

### 5-2-2 市民・事業者への緑の大切さの啓発

緑あふれるまちづくりのためには、市民や事業者に緑の大切さを知ってもらう必要があります。

平成26年度には、緑の大切さの普及啓発活動として「緑のパフレット」の作成、配布を行いました。

また、「熊谷のみどりを育む懇話会」の協力のもと、市内小学生を対象として樹名板の設置事業を実施しました。これは「樹木を観る→樹名板を作る→樹名板をかける」といった一連の流れの中で、子どもの頃から緑や自然を大切にする心を育むことを目的とした事業です。

今後、SDGsを意識した更なる啓発推進に向けて、緑の講習会や緑化イベントの充実を図ります。



市民によるまちなか緑化  
(星川通り 植栽パーゴラ)



樹名板の設置

### 5-2-3 緑化講習会の開催

身近な緑化活動に取り組みたいという市民の要望に応えるためには、活動の場や機会の創出、情報発信が必要です。

市では、「みどりの集会」として、コンテナガーデン作りや松竹梅の寄せ植え等の緑に関する講習会を開催しています。講師の指導の下、市民が自身で緑に関連した作品を作り上げることで、身近な緑化活動に取り組むきっかけ作りを支援しています。

今後も、市民が緑化活動に取り組むきっかけとなるよう、ガーデニング教室、壁面緑化講習会など、緑の創出に関わる講習会の企画、開催に取り組みます。

### 5-2-4 水と緑の重要性の啓発

今後のまちづくりを担う子どもたちに、水と緑の大切さを知ってもらうためには、SDGsを意識した環境教育を学んでもらうことが重要です。

本市では、学校やPTA、地域の方が連携して、多くの小中学校で農業体験を通じて環境などへの理解を深める「みどりの学校ファーム」に取り組んでいます。

今後も、学校やPTAなどと連携して、水と緑について学ぶ場と機会の提供に取り組みます。

### 5-2-5 水と緑に関わる調査・研究の推進

企業・大学・研究機関はそれぞれの専門分野があり、その分野を軸に調査・研究を進めています。

効率的に水と緑に関わる調査・研究を進めるには、各研究機関が連携し、補完し合うことが必要です。

熊谷市産学官連携に関する基本協定書などに基づき、産学官共同で妻沼茶豆に関する研究を行うなど、地産地消についての調査・研究に取り組んできました。今後も、このような調査・研究の推進を図ります。



みどりの学校ファーム（江南北小学校）

## 5-3 公園や緑地の管理運営への市民参加の促進

### 5-3-1 公園サポーター制度の推進

「公園サポーター制度」は、地域住民が自発的に都市公園管理に取り組むことで、公園の環境美化及び地域における公園愛護の精神を育むことを目的に制定されました。

令和元年度においては市内284箇所の公園等で、サポーターによる管理が行われています。

今後も、身近な公園で自治会や愛護団体により自発的に維持管理活動が行われるような取組を推進します。

また、平成29年の都市公園法の改正により、新たに公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会設置の制度が創出されました。公園の更なる活性化のため導入を図ります。

### 5-3-2 ロードサポート制度の推進

県道熊谷・館林線が市へ移管されたことに伴い、令和2年度から該当路線を「彩の国ロードサポート制度」から「スクラム！クマガヤロードサポート制度」に引き継ぎ、支援しています。同制度は、市民・学校・事業者が管理道路の清掃美化・緑化に取り組むボランティア活動を募集することで、美しい道路環境作りを目的としています。

今後、活動箇所の拡大と市民による自主的な清掃美化や緑化活動の奨励のため、制度の周知を推進するとともに、支援の拡充を図ります。



市民による花植え活動

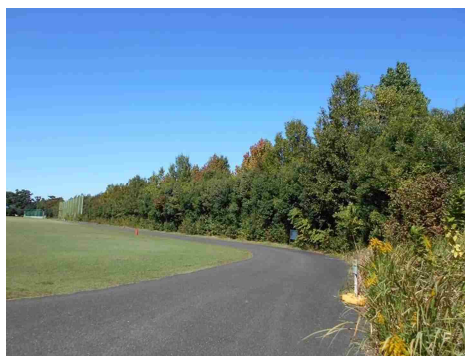
## 5-4 熊谷市みどりの基金などによる緑化の推進

### 5-4-1 「熊谷市みどりの基金」の充実と活用

みどり豊かで快適なまちづくりのために「熊谷市みどりの基金」を設置しています。

今後も、「熊谷市みどりの基金」の充実を図り活用することにより、まちに潤いや安らぎをもたらす緑を増やすための活動を支援することに役立っています。

#### 現在の様子



県営熊谷スポーツ文化公園  
平成18年7月植樹

#### 植樹の様子



熊谷さくら運動公園  
平成20年11月植樹



熊谷さくら運動公園  
平成20年11月植樹



熊谷市スポーツ・  
文化村「くまびあ」  
平成26年6月植樹

#### 熊谷ふるさとの森づくり

## 5-5 緑の再資源化の推進

### 5-5-1 「みどりのリサイクル」の推進

緑を保全するためには樹木の剪定や間引き、草刈りなど適正な管理が必要です。作業の際に発生し廃棄される枝や葉をリサイクル（再生利用）することは、持続可能な循環型社会の構築につながります。

市では樹木の粉砕機を所有しており、市で実施する剪定作業の使用や、地域団体の里山保全活動等に対しても貸出を行っています。樹木枝や竹の処分時に、粉砕チップ化をすることにより、堆肥として有効活用を図っています。

引き続き、効率的な緑のリサイクルを推進するための施策を検討します。



樹木の粉砕機

## 6章 緑地の保全及び緑化を推進する地区

6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

6-2. 緑化重点地区

6-3. 緑地保全地区

## 6-1. 地区の特性に応じた緑地の保全及び緑化の推進

緑のまちの将来都市像を実現するためには、市街化区域での緑化の推進、市街化調整区域での緑地の保全に取り組むなど、緑に関わる施策の内容に応じて、市民・事業者・行政が協働で取り組む必要があります。

そこで、地区の特性に応じて「緑化重点地区」と「緑地保全地区」を選定し、施策の展開を図ります。

「緑化重点地区」は、市街化区域における緑あふれる居住環境の創出と施設緑地を重点的に整備する地区について位置付けることを検討します。さらに、緑化重点地区で緑化を推進するため、都市緑地法に基づく「緑化地域」の指定について検討します。

また「緑地保全地区」は、市街化調整区域における緑豊かな農地や魅力的な自然環境を育む丘陵地・里山・谷地・森林など、保全すべき緑地の中で次の世代に残したい緑地について位置付けることを検討します。

さらに、特に歴史的・文化的に重要な緑地については「特別に緑地の保全をすべき地区」として位置付けることを検討します。

こうした地区の特性に応じた緑の拠点を設けることで、本市全体の緑地の保全と緑化を推進し、市民や事業者の緑化意識の高揚を図ります。

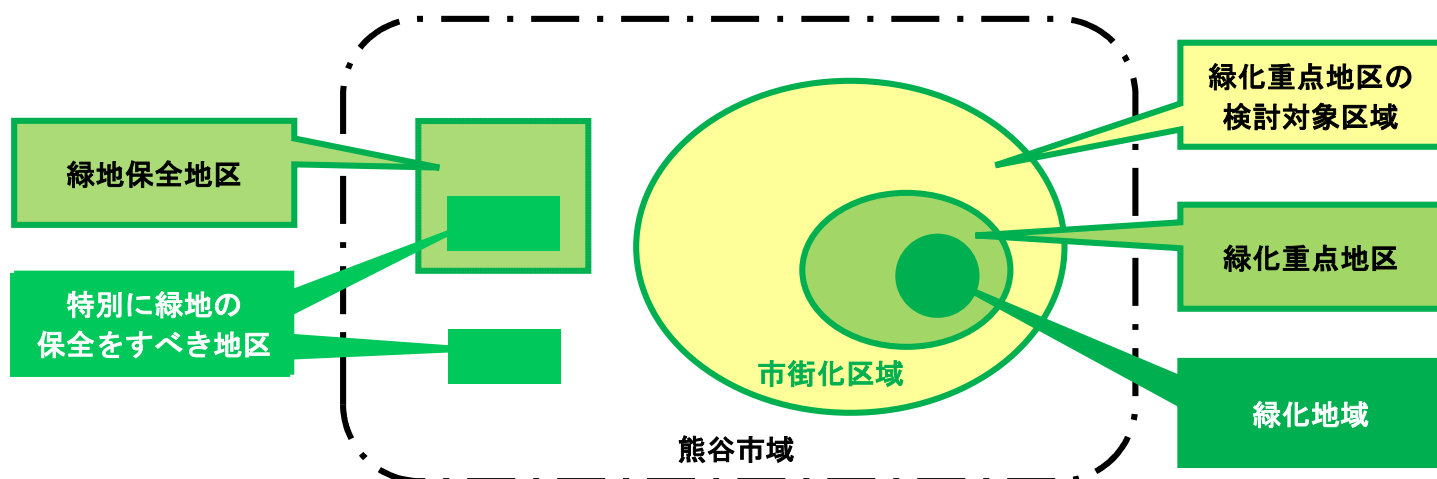


図18：緑化重点地区及び緑地保全地区などの配置関係イメージ

## 6-2. 緑化重点地区

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象による都市部の気温の上昇が顕著となり、本市でも平成30年の夏に日本の観測史上最高気温を記録するなど、暑さ対策などが喫緊の課題となっており、市街化調整区域に比べて緑の少ない市街化区域の緑化の推進が重要となっています。

そこで、次の6つの視点で緑化に取り組むべき「緑化重点地区」を市街化区域に指定することを検討します。

### 【6つの視点】

1. 緑の量的な確保が望まれる地区
2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区
3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区
4. 都市公園などを核とした、ふれあいの場の創出が可能な地区
5. 公共施設が集積している地区
6. 面的な開発・整備に取り組む地区

この「緑化重点地区」では、環境保全機能や防災機能を持つ公園緑地や街路樹など、公共施設の緑化を推進するとともに、民有地における緑化に関する施策の展開を図り、市域全体の緑被率の向上を図ります。

当該地区の候補地は、土地区画整理事業施行地区や地区計画の導入を検討する地区などが想定されます。また、当該地区では、緑化に関する施策について市民・事業者・行政で、意見交換や調整を図ります。さらに、緑化推進の方策として、都市緑地法に基づく「緑化地域制度」や屋上緑化、壁面緑化及び駐車場の緑化、生垣設置など、緑化に関する助成制度などについて検討します。

表6：「緑化重点地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-2-1	公共施設の緑の保全や整備	●		●
1-3-1	生産緑地地区の指定による農地の保全	●		●
2-3-2	熊谷市景観計画に基づく良好な景観づくり	●	●	●
3-1-1	公共施設の緑化の推進			●
3-1-2	道路の緑化と維持管理			●
3-1-3	緑豊かな快適に歩けるまちづくり	●	●	●
3-2-1	市街地の緑化の推進	●	●	●
3-2-2	水と緑のオープンスペースの活用	●	●	●
3-2-3	民有地の緑化の促進	●	●	●
3-2-5	緑化計画届出制度の普及	●	●	●
3-3-1	災害時に役立つ公園の整備・充実			●
3-3-2	災害時に活用する避難経路の確保			●



表 7 : 緑化重点地区の指定検討対象区域

(ha)

指定検討対象地区の名称	面積
熊谷地区	約 1,260.4
籠原地区	約 780.1
妻沼地区	約 233.9
吉原地区	約 117.7
江南地区	約 105.0
久下・間屋町地区	約 72.1
船木台地区	約 69.2
計	約 2,638.4 (全体の 16.5%)

※緑化地域制度の概要（都市緑地法より）

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

【義務付けの対象】

- ・敷地面積が原則 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築又は増築  
(増築の場合は、床面積が従前に比べて 2 割以上増加する場合に限る)
- ・特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を 300 m<sup>2</sup>まで引き下げることができる




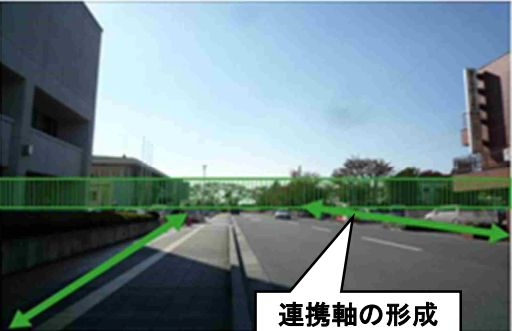



【義務付けられる緑化率】

最低限度の上限を敷地面積の 25%とする


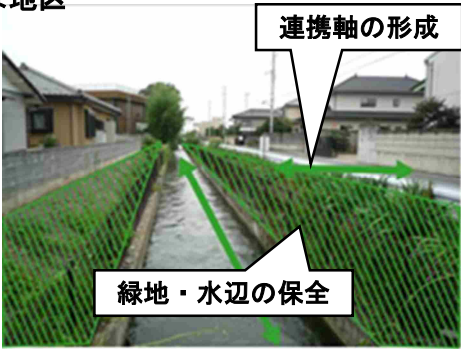
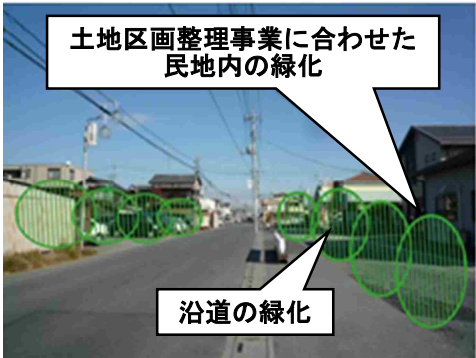
緑化面積の算定には、樹木や芝生、花壇、壁面緑化及び水流・池などが対象となります。

■緑化重点地区の検討対象区域の緑化事例



【熊谷地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>熊谷地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊谷駅と緑の拠点をつなぐネットワークが重要</li> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> <li>・建物更新の際に景観施策と連携した緑化を推進</li> <li>・都市計画道路整備による緑のネットワーク強化</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>屋上・壁面・店先の緑化</p>	<p>2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区</p>  <p>屋上・壁面の緑化</p> <p>広場周辺の緑化</p>
<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>連携軸の形成</p>	<p>4. 都市公園などを核とした、ふれあいの場の創出が可能な地区</p>  <p>既存の緑の適正な維持管理</p>
<p>5. 公共施設が集積している地区</p>  <p>敷地内、屋上・壁面緑化</p>	<p>6. 面的な開発・整備に取り組む地区</p>  <p>再開発と併せた緑化</p>


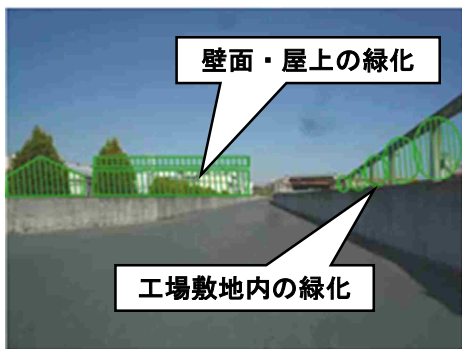
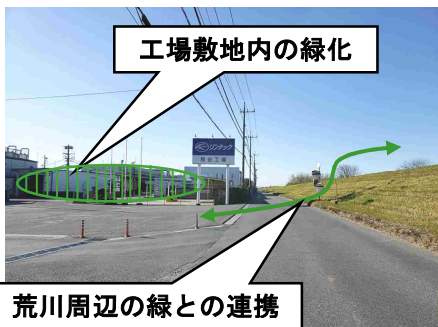
**【籠原地区】**

位置図	緑化の方向性
 <p>籠原地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点在する公園を連携するネットワーク</li> <li>・ 近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク</li> <li>・ 民有地内や工場敷地内の緑化</li> </ul>
<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>連携軸の形成</p> <p>緑地・水辺の保全</p>	<p>6. 面的な開発・整備に取り組む地区</p>  <p>土地区画整理事業に合わせた民地内の緑化</p> <p>沿道の緑化</p>


**【妻沼地区】**

位置図	緑化の方向性
 <p>妻沼地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の緑の拠点である公園とのネットワーク</li> <li>・ 妻沼聖天山とつながる緑豊かなまちなみの形成</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>店先、街路の緑化</p>	<p>2. 交通結節点や歴史・文化が集積している地区</p>  <p>既存の緑の保全</p>




【吉岡地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川とのネットワークの形成</li> <li>・水田や畑地との連続性の確保</li> <li>・工場敷地内の緑化</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>壁面・屋上の緑化</p> <p>工場敷地内の緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>工場敷地内の緑化</p> <p>荒川周辺の緑との連携</p>




【江南地区】

位置図	緑化の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主要地方道熊谷・小川・秩父線」沿線の緑化</li> <li>・里山や斜面林の保全と利用、活用</li> <li>・広域的、レクリエーション機能を有する緑地との連携</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>既存の緑の適切な維持管理</p> <p>主要な道路の沿道緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>里山</p>

【久下・問屋町地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>久下・問屋町地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> <li>・道路や民有地内の緑化</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>民地内の緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>荒川周辺の緑との連携</p>

【船木台地区】

位置図	緑化の方向性
 <p>船木台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地内や工場敷地内の緑化</li> <li>・市街地と荒川を結ぶネットワークの形成</li> </ul>
<p>1. 緑の量的な確保が望まれる地区</p>  <p>工場敷地内の緑化</p>	<p>3. 周辺の緑地や水辺と一体で、緑の連携軸の形成が可能な地区</p>  <p>里山の保全</p> <p>荒川・周辺の緑との連携</p>

### 6-3. 緑地保全地区

本市の市街化調整区域の緑地は、本市の緑の特色を表すものであり、保全・継承を図っていく必要があります。そこで、次の5つの視点で緑地を保全する「緑地保全地区」を市街化調整区域内に指定することを検討します。

1. 生物の多様性がある地区
2. 市民活動が行われている地区
3. 農作物が生産されている地区
4. 生物の生息、移動に必要な地区
5. 現在、緑の量的な確保と質的な向上が望まれている地区

この「緑地保全地区」では、地域制緑地が適切に保全されるよう取り組むとともに、市民参加による里山管理や市民農園などの施策を促進し、その保全や再生に努めます。

また、市内には、寺社や古民家などの歴史的建造物や遺跡、里山・谷地などと一体となって、伝統的・文化的意義を有する樹林地などが分布しています。

これらの樹林地などのうち、特に良好な自然環境を有する重要性の高い樹林地などが将来にわたり継承されるよう「特別に緑地の保全をすべき地区」として指定することを検討します。こうした地区は、地域活動の拠点となる重要な緑地となるため、市民が協働で保全に取り組めるよう、参加の場所と機会の提供に努めます。

表8：「緑地保全地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-1	生物多様性の保全	●		●
1-1-2	身近な河川や水路の管理と愛護による保全	●	●	●
1-3-2	市民が農業に親しめる機会の充実	●		●
1-3-3	遊休農地の解消と活用	●		●
1-3-4	市街化調整区域の農地の保全	●		●
2-2-1	南部に広がる里山・樹林地の保全	●	●	●
2-2-2	在来種を用いた「ふるさとの森づくり」	●	●	●
2-3-1	花の名所の保全	●	●	●
4-1-1	利根川・荒川の河川敷の整備検討			●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

表9：「特別に緑地の保全をすべき地区」で取り組む主な施策

区分	施策の名称	市民	事業者	行政
1-1-3	貴重な野生生物が生息する地区の保全	●	●	●
2-1-1	熊谷の歴史を刻む貴重な史跡及び周辺の緑の保全	●		●
2-2-3	熊谷の原風景を守ることの推進	●		●

●は、主な事業主体として施策に取り組む項目を示します。

## 7章 計画の推進

7-1. 計画の推進方針

7-2. 計画の推進体制

7-3. 施策の推進

7-4. 計画の進行管理

## 7-1. 計画の推進方針

この計画の推進にあたっては、夏の暑さへの対応や快適な都市環境の創造など、緑地の持つ機能が十分発揮されるよう、緑地の保全や緑化の推進を図るとともに、施策ごとに、緑の関連する事業に携わる市民・事業者・行政のパートナーシップ体制を中心に、それぞれの役割分担が機能する体制を検討します。

本市では、熊谷市緑化推進審議会の御意見を尊重しながら、「熊谷市緑の基本計画」で掲げた緑化推進の目標達成に向かい、市民・事業者・行政の協働の取組が活発に行われるよう、取り組んでまいります。

また、「緑のまちの将来都市像」の実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進などに関し、市民や事業者との協働により計画の推進を図ります。



熊谷市緑化推進審議会



## 7-2. 計画の推進体制

この計画の施策の推進にあたっては、それぞれの担い手が緑の大切さや、必要性について意識の向上を図るとともに、それぞれが果たす役割を認識して協働で取り組む必要があります。

このため協働作業を「協働で保全する」、「協働でつくる・増やす」、「協働で考える」に大別し、市民・事業者が多様な緑に触れて関わり実感できるように参加の場所と機会を増やします。

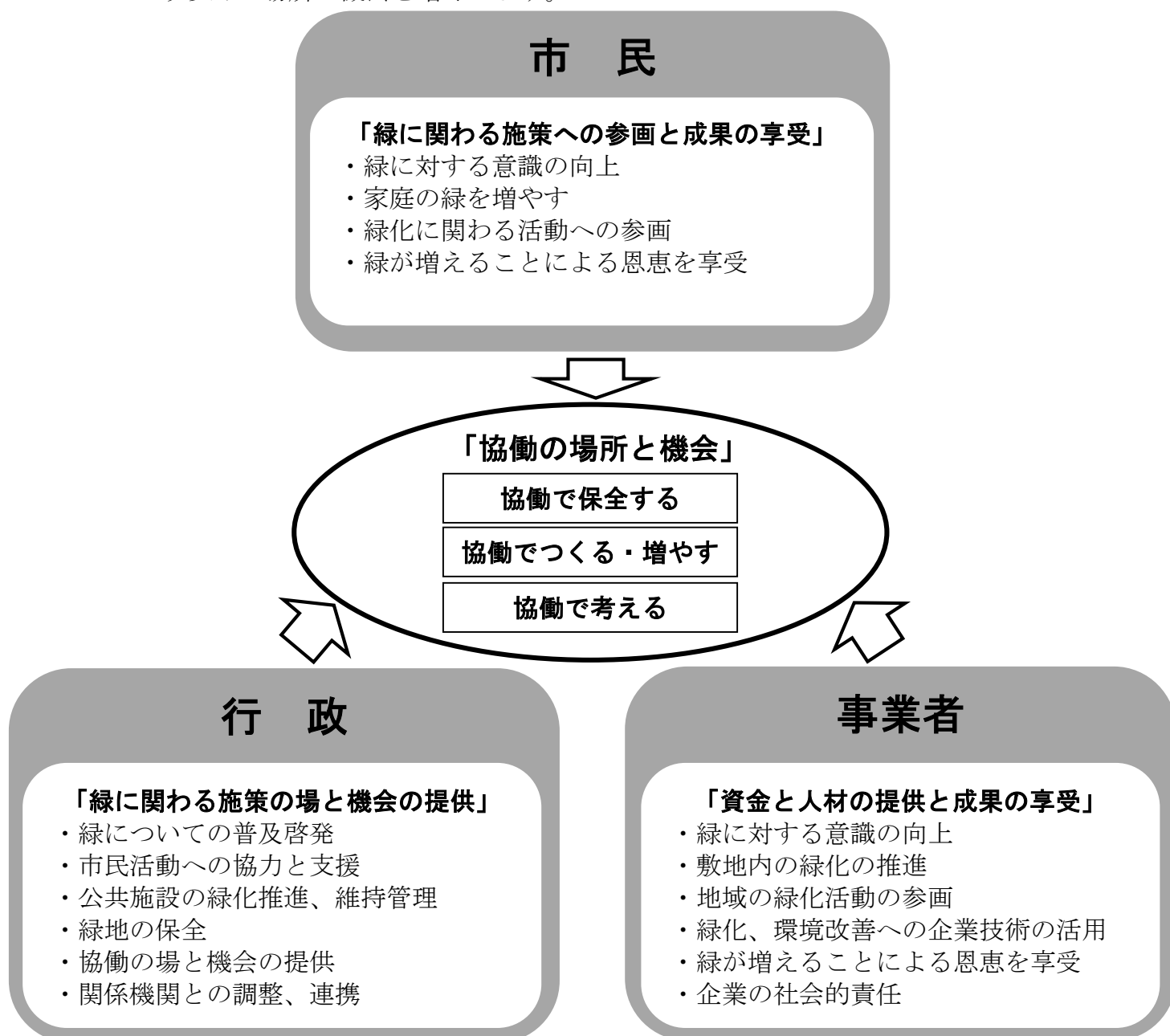


図19：推進体制イメージ

そこで、市民・事業者と協働で緑の保全、緑化の推進を行っていく体制を確立するために、緑に関する豊かな知識と経験を有し、市内で緑に係る活動に取り組まれている方により構成される「熊谷のみどりを育む懇話会」を平成25年5月に設立しました。

「熊谷のみどりを育む懇話会」は市との協働による緑に係る事業を通して、市民やNPO、事業者への緑に関する普及・啓発を図るとともに、各種の施策を提案・実行し、熊谷市の緑化の推進と緑地の保全に資することを目的とします。

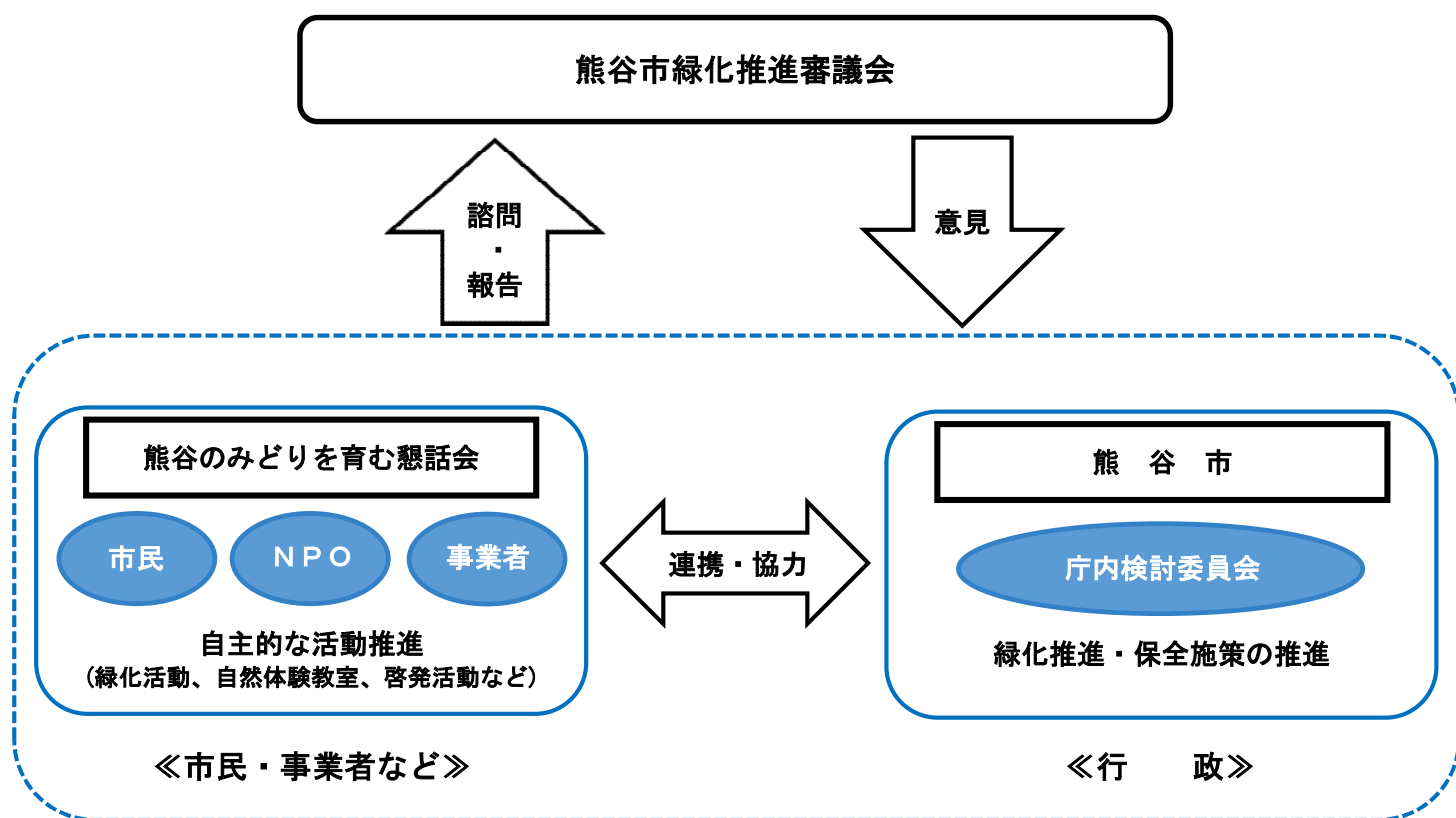


図20：計画の推進体制

また、本計画の内容は、環境・都市計画・景観・教育・福祉・農林業など多岐にわたるため、事務局体制の強化に努めると共に、庁内組織体制を整備し、庁内の連絡調整や進行管理などを行っています。

### 7-3. 施策の推進

施策の推進を図るためには、緑を増やすための仕組みを充実させること（しくみづくり）が必要です。このため緑地の保全や緑化の推進に携わる市民や事業者との関わり方として、「アダプト・プログラム」や「グランドワーク」などの仕組みも検討し、施策に携わる人（人づくり）や、緑に関連する地域資源の付加価値の発見（ものづくり）などにつなげていきます。

本市では、「公園サポーター制度」として、自治会や愛護団体による自発的な公園などの維持管理活動が行われています。また「ロードサポート制度」として、市内の管理道路の清掃美化や緑化の取組が行われています。

今後も、こうした活動が行える場所や機会を増やし、その活動状況などの情報の発信に努めます。また優れた緑の資源について、環境基本計画などと連携を図りながら、市民・事業者・行政が一体となって緑地の保全と緑化の推進に取り組んでいきます。

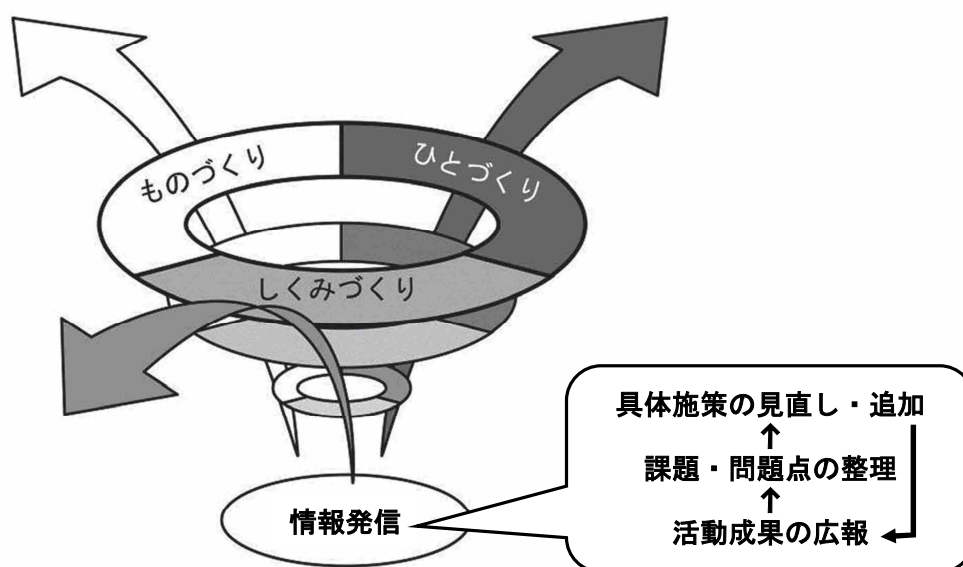


図 2 1 : 施策推進のイメージ

## 7-4. 計画の進行管理

本計画の施策を着実に推進するとともに、取り組み方や計画の内容について継続的な改善を図ることが必要です。このため「計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)→計画」というサイクル(PDCAサイクル)などにより、継続的に各施策の進捗状況や目標の達成状況などを点検・確認し、施策の効果的かつ効率的な運用に努めていきます。

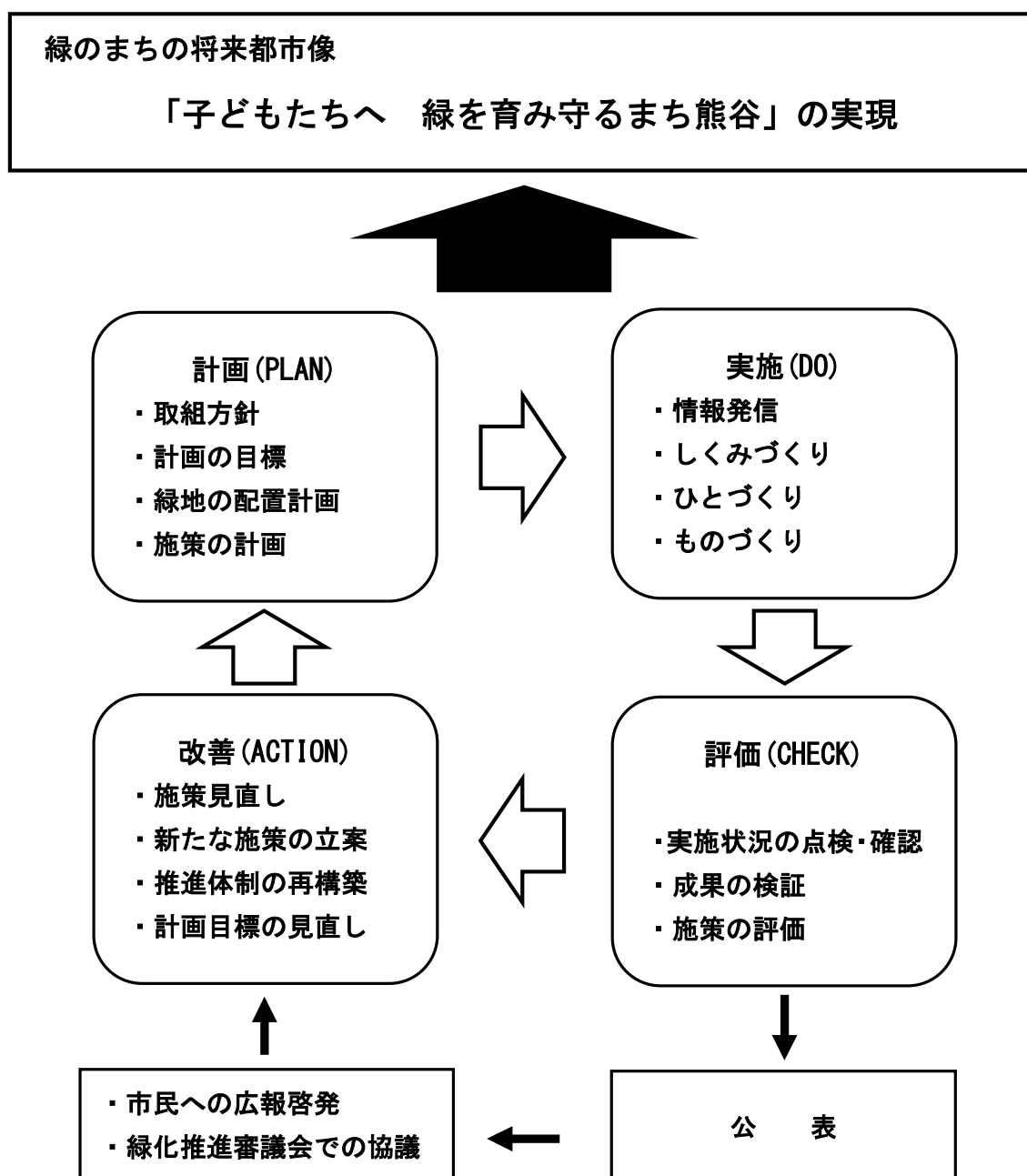


図 2 2 : P D C Aサイクルに基づく進行管理のイメージ

## 参 考 資 料

資料 1 緑の基本計画の策定体制

資料 2 用語の解説

## 資料1 緑の基本計画の策定体制

(1) 熊谷市緑化推進審議会（条例に基づく附属機関）

(敬称略)

氏名	推薦団体	役職等	備考
鈴木 厚志	立正大学	地球環境科学部教授	会長
腰塚 菜穂子	熊谷市議会	都市建設常任委員長	副会長
菊地 修一郎	熊谷市自治会連合会	副会長	
姉崎 京子	くまがや共同参画を進める会	会員	
松本 泰典	熊谷商工会議所	議員	
桑原 嘉子	熊谷の環境を考える連絡協議会	理事	
角張 一郎	公募委員		
堀 陽子	公募委員		
依田 悦代	公募委員		

(令和2年12月現在)

(2) 熊谷市緑の基本計画策定庁内検討委員会

部課（所、室、行政委員会事務局）名
総合政策部企画課
総合政策部スポーツ観光課
環境部環境政策課
産業振興部農業振興課
都市整備部都市計画課
建設部道路課
建設部河川課
教育委員会教育総務課

(令和2年12月現在)

## 資料2 用語の解説

### 〈あ行〉

#### アダプト・プログラム

公園や道路など行政が管理する一定区画の公共の場所を養子に見立て、自治会・事業者・学校・個人のボランティアがアダプト（里親）となって養子に該当する施設の美化・清掃を行う制度

#### 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準とする。

#### SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成された国際社会共通の持続可能な開発目標

#### 屋上緑化

屋根や屋上に植物を植えて緑化すること。

### 〈か行〉

#### 街区公園

主として街区内の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準とする。

#### 河川区域

一般に、堤防の川裏の法尻から対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地

#### 環境基本計画

環境基本法に基づき、環境行政を総合的、計画的に進めるための基本計画

#### 近隣公園

主として近隣の居住者の利用を目的とした公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準とする。

#### くまがやエコライフフェア

毎年、環境月間の前に開催される、市民に環境意識を高めてもらうことを目的としたイベント

#### 熊谷市都市環境改善基本計画

環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくりを推進していくため、主に中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画

#### 熊谷のみどりを育む懇話会

緑にかかる事業を通して市民やNPO等への緑に関する普及・啓発を図るとともに、緑化推進と緑地の保全に資することを目的とした団体

#### グラウンドワーク

市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のこと。専門組織を作り、身近な環境を見直し、問題の解決に向けて自ら地域の環境を改善していく取組

#### クリーンウォーキング

自然豊かな里山を散策しながら清掃活動を行う、健康増進と環境保全活動を目的としたイベント

#### 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構

#### 景観計画

市町村の景観形成における総合的な指針となるもので、総合振興計画や都市計画マスタープランなどの関連計画及び関連法令と調整・整合が図られた計画

#### 景観地区

景観法に基づき、地方公共団体が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区

#### 景観緑三法

2005年6月に全面施行された「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称

## 健康遊具

広場・公園などに設置されたストレッチや身体作りを目的とした大人向けの遊具

## 広域公園

主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準とする。

## 公園サポーター制度

熊谷市が管理する都市公園や子供広場等において、ボランティアで美化活動を行う自治会や団体等と協定を締結し、市民と行政が協力して快適な公園の維持・保全を図るとともに、公園愛護意識の高揚を図ることを目的とした制度

## 公園施設長寿命化計画

公園施設の安全対策の強化及び改築・更新費用の低減・平準化を図るために、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うための計画

## 公開空地

ビルやマンションなどの開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域

## 公共空地

一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地

## 公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園緑地に準じる機能を持つ施設

## 工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう定めた法律。一定規模以上の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新・増設等を行う際は事前に届出をすることとされている。

## 公募設置管理制度

都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度

## 〈さ行〉

### 里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、人為的に維持されてきた二次林とその周辺の農地、ため池、草原等で構成される地域。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

### 史跡

文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本の歴史の正しい理解に欠くことができず、またその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

### 施設緑地

地方自治体が都市計画区域内に設置する市民の休養・運動に供する公園または緑地

### 自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき設定されている原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

### 自然公園

自然公園法により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、一定の区域を画して指定される公園

### 児童遊園

児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設

### 市民農園

都市住民が、レクリエーション活動のために小面積の農地を利用して野菜づくりなどを行う農園



## 市民緑地

都市計画区域内の300㎡以上の一団の土地の所有者からの申請に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構が土地所有者との契約を締結し、5年以上の期間で住民の利用に供する緑地

## 市民緑地認定制度

NPO法人や企業などの民間主体が、設置管理計画を作成し市長の認定を受けることで、土地所有者から緑地を借り受け、一定期間管理・活用できる制度

## 住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園

## 樹木医

樹木の調査・研究・診断などを行い、樹木の保護・育成をしたり、折れ枝・倒木による人的・物的被害を未然に防いだり、樹木に関する知識を普及したりする専門家

## 準用河川

市町村長が指定し、管理する河川

## 聖天山周辺地区にふさわしい門前町 景観まちづくりプラン

聖天山周辺歴史景観誘導地区の景観整備を進めるため、その地域に住む市民と協働で良好な景観形成に向けた様々な取組を実践するもの

## 生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定された地区

## 生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念

## 絶滅危惧種

乱獲や、環境汚染、宅地や産業地域の開発などによって住処を失い、絶滅の危機にある生物種

## 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準とする。

## 総合振興計画

長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、市政運営の最も基本となる計画

## 〈た行〉

### 対象民有林

地域森林計画の対象となっている民間が所有する森林

### 地域森林計画

都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの

### 地域制緑地

一定の区域に対し、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に、法律などでその土地利用を規制する緑地

### 地域未来投資促進法

企業立地促進法の改正法であり、正式名称は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律で、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とした法律

### 地区計画制度

地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度

## 中核的担い手農家育成事業

多様な担い手の経営発展に向けた取組を支援することにより、農業を支える農業法人などの担い手の育成を図る事業

## 定期点検

公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力して一定期間ごとに行う遊具の点検

## 天然記念物

文化財保護法によって指定される記念物のうち、学術上貴重で、日本の自然を記念する動物、植物、地質鉱物

## 特別に緑地の保全をすべき地区

熊谷市緑の基本計画において、伝統的・文化的・自然的な価値の高い緑を適切に保全するために指定される地区

## 特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度

## 都市基幹公園

1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園

## 都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とした法律

## 都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園で、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園など14種類がある。

## 都市公園法

地方公共団体が都市公園を設置し、管理するための基準を示す法律。都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律

## 都市緑地保全法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に昭和48年に制定された法律。平成16年の都市緑地保全法等の一部改正に伴い都市緑地法に改称された。

## 〈な行〉

### 農用地区域

農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域

### 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的条件を考慮して農業の振興を図るために県知事が指定する地域

### 農地利用最適化推進事業

遊休農地を解消するため、担い手に農地を貸し出すことを条件に除草費用等の一部を助成する事業

## 〈は行〉

### ヒートアイランド現象

都市域において、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加や、冷暖房などの人工廃熱の増加などにより、都市域の温度が郊外と比べて高くなる現象

### 風致地区

都市計画法に基づき、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度

## フェーン現象

湿った空気が山を越える時に雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。又は、上空の高温位の空気塊が、力学的に山地の風下側に降下することにより、乾燥し気温が高くなる現象

## 壁面緑化

建物の壁面をツタ類などの植物をはわせて緑化すること。

## 保安林区域

森林法に基づき、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のこと

## 星川あおぞら市

買い物の利便性向上と星川を中心とする市街地の賑わいの復活を目指したイベント

## 星川夜市

星川を舞台に飲食店の出店や手作り品の販売など、地域活性化を目的としたイベント

## 保存樹

市町村長が指定する、樹種や樹齢は問わず、幹回り1.5m以上、高さ15m以上の老樹・巨木

## 保存樹林

市町村長が指定する、群生している枝葉の面積が500㎡以上ある森林

## 〈ま行〉

### 緑のネットワーク

市内に点在する公園や、緑地などの緑の資源を有する場所を緑の拠点とし、これらを道路や、水路などの緑の軸となる施設などを活用して緑をつなげていくことを意味する。

### 緑のマスタープラン

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。2004年6月に改正・名称変更した都市緑地法以前の都市緑地保全法に基づく、緑の基本計画の前身として位置付けられるもの

## 緑のリレー事業

市内に植えられている樹木を市内に移植する際に移植費用の一部を補助する制度

## 民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持ち公開を原則としている施設

## 名勝

文化財保護法によって指定される記念物のうち、日本のすぐれた国土美として欠くことができず、風致景観の優秀なもの、また芸術的・学術的価値の高いもの

## 〈や行〉

### 谷地

台地、丘陵が浸食されてできた谷底の低湿地、砂丘間の低湿地など

## 〈ら行〉

### 緑化重点地区

熊谷市緑の基本計画において、市街化区域内で緑化の推進に重点的に取り組む地区

### 緑化地域

用途地域が定められている都市計画区域内において、緑化の推進の必要があるとして、都市計画で敷地面積に対する緑地の割合の最低限度を定めた地域

### 緑化届出制度

都道府県知事や市町村長が定める一定規模以上の開発計画や建築計画等の際に、緑化計画を提出する制度

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定

### 緑地協定制

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で地域の方々の協力により良好な環境が形成される  
(都市緑地法第45条、第54条)

### **緑地保全地域**

都市緑地法第5条に基づき、都市計画で定められた良好な自然環境の形成に必要な地域

### **緑地保全地区**

熊谷市緑の基本計画において、市街化調整区域内で、既存の緑を適切に保全するために指定する地区

### **緑被**

樹木・芝・草花などの植物によって被われた場所について航空写真などを用いて分類した区域。なお、緑の対象として、河川・湖沼などの水面を含めることもある。

### **緑被率**

一定の敷地における緑に被われた区域（緑被）の割合

### **歴史公園**

史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置される。